

# JIS

## 往復動内燃機関－排気排出物測定－ 第5部：試験燃料

JIS B 8008-5 : 2009

(JICEF/JSA)

平成 21 年 12 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 産業機械技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小林英男	横浜国立大学
(委員)	石坂清	社団法人日本機械工業連合会
	大地昭生	日本内燃機関連合会
	大湯孝明	社団法人日本農業機械工業会
	吉良雅治	社団法人日本産業機械工業会
	竹内敬介	財団法人エンジニアリング振興協会
	田中正晴	厚生労働省
	手塚明	独立行政法人産業技術総合研究所
	橋本恭典	社団法人全国木工機械工業会
	森吉尚	国土交通省
	山崎省二	一般社団法人日本空調システムクリーニング協会
	山名良	社団法人日本建設機械化協会
(専門委員)	野原慈久	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.11.20 改正：平成 21.12.21

官 報 公 示：平成 21.12.21

原 案 作 成 者：日本内燃機関連合会

(〒105-0004 東京都港区新橋 1-6-6 木村ビル TEL 03-3574-7882)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会 (委員長 小林 英男)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	5
4 記号	6
5 燃料の選択	7
5.1 概要	7
5.2 圧縮点火機関からの排出物に対する燃料特性の影響	7
5.3 火花点火機関からの排出物に対する燃料特性の影響	10
6 燃料の概要	11
6.1 天然ガス	11
6.2 液化石油ガス	11
6.3 自動車用ガソリン	11
6.4 ディーゼル燃料	11
6.5 留出油	12
6.6 残さ（渣）油	12
6.7 原油	13
6.8 代替燃料	13
6.9 その他の注意事項	13
附属書 A（参考）燃料別係数の計算	29
附属書 B（参考）燃料試験方法に関する規格の対比表	35
附属書 C（参考）市販燃料に関する情報を提供できる機関	37
附属書 D（参考）参考文献	38
附属書 JA（参考）JIS と対応する国際規格との対比表	41
解 説	44

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本内燃機関連合会(JICEF)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS B 8008-5:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

**JIS B 8008**（往復動内燃機関－排気排出物測定）の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS B 8008-1** 第 1 部：ガス状排出物及び粒子状排出物の台上測定

**JIS B 8008-2** 第 2 部：ガス状排出物及び粒子状排出物の搭載状態での測定

**JIS B 8008-3** 第 3 部：定常状態における排気煙濃度の定義及び測定

**JIS B 8008-4** 第 4 部：各種用途の定常状態における試験サイクル

**JIS B 8008-5** 第 5 部：試験燃料

**JIS B 8008-6** 第 6 部：試験報告

**JIS B 8008-7** 第 7 部：エンジンファミリの定義及び決定方法

**JIS B 8008-8** 第 8 部：エンジングループの定義及び決定方法

**JIS B 8008-9** 第 9 部：圧縮点火機関の過渡状態における排気煙濃度の台上測定での試験サイクル及び試験方法

**JIS B 8008-10** 第 10 部：圧縮点火機関の過渡状態における排気煙濃度の現地測定での試験サイクル及び試験方法

**JIS B 8008-11** 第 11 部：オフロード機関のガス状排出物及び粒子状排出物の過渡状態における台上測定

# 往復動内燃機関—排気排出物測定—

## 第 5 部：試験燃料

### Reciprocating internal combustion engines—Exhaust emission measurement—Part 5: Test fuels

#### 序文

この規格は、2008 年に第 2 版として発行された ISO 8178-5 を基に作成した日本工業規格であるが、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

#### 1 適用範囲

この規格は、JIS B 8008-4 及び JIS B 8008-11 に規定する排気排出物試験を実施するときに使用を推奨する燃料（標準燃料）について規定する。

この規格は、道路での使用を主たる目的として設計された自動車用機関を除いた移動式、可搬式及び定置式の往復動内燃機関 [この規格では、総称してオフロード機関 (off-road engines) とする。] に適用する。例えば、土工機械、発電セットなどの用途の機関に適用する。

注記 1 燃料の性状が国によって大きく異なるので、この規格には標準燃料及び一般市販燃料を含め広範囲にわたる各種の燃料を掲げている。

標準燃料の性状は、通常、それぞれの市販燃料を代表するものであるが、それよりも厳しい仕様のものである。JIS B 8008-1 及び JIS B 8008-11 に規定する試験運転台上での測定には、標準燃料を使用することを推奨する。

市販燃料を使用して排気排出物を測定する現地測定においては、使用する燃料は、この規格の規定の有無にかかわらず、一定の性状報告用紙（箇条 5 参照）に排気排出物測定結果とともにその燃料の性状も明示するのがよい。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 8178-5:2008, Reciprocating internal combustion engines—Exhaust emission measurement—Part 5: Test fuels (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

#### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。